

協同組合川越バンテアン組合会館フリーWi-Fi 利用規約

(目 的)

第1条 この規約は、協同組合川越バンテアン(以下「当組合」という。)が、組合会館利用者及び来訪者の利便性の向上を図ることを目的として提供する無線 Wi-Fi によるインターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本サービスの利用者とは、本サービスを利用する組合会館利用者、利用企業、及び来訪者をいう。

(利用場所及び利用時間)

第3条 本サービスが利用できる場所は組合会館内のみとし、利用できる時間は使用許可を受けた時間内とする。

(利用条件)

第4条 本サービスの利用は、本規約に同意した者に対して認めるものとし、利用者は不正アクセス行為の禁止等に関する法律、その他の関係法令等を遵守しなければならない。

2 本サービスの利用料金は無料とする。

3 本サービスの利用者は、利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、組合からの機器等の貸し出しは一切行わないこととする。

(1) 本サービスに接続できる Wi-Fi 機能及び Web ブラウザを搭載した通信機器

(2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

(3) 通信機器等におけるセキュリティ対策

4 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとし、組合は設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けないものとする。

5 本サービスへ接続する通信機器等のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

6 本サービスについては、常に安定した接続環境を保証するものではない。

7 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスの利用に当たって、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 著作権やその他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為

(2) 財産やプライバシーを侵害する行為又はそのおそれがある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、他者に不利益や損害を与える行為又はそのおそれがある行為

(4) 他人を誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為

(6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為又はそのおそれがある行為

(7) 性風俗、宗教又はこれに類する行為

- (8)ユーザーID及びパスワードを不正に使用する行為
- (9)コンピューターウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて使用する行為又は提供する行為
- (10)特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (11)ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (12)前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれがある行為
(利用資格の停止・取消し)

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、組合は事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止若しくは取消すことができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として当組合が不適切と判断した場合
(運用の中止)

第7条 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの運用を中止できるものとする。

- (1)本サービスのシステムの保守及び会館設備の点検工事を行う場合
- (2)戦争、暴動、地震、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3)本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断が必要であると組合が判断した場合
(免責等)

第8条 当組合は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとする。

2 当組合は、本サービスの提供に際し利用者の通信機器等がコンピューターウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等により本サービスを利用できない場合についても、当組合は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当組合は一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第9条 本組合は、必要があると認めるときは予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は変更後の規約に同意した者とみなす。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。